

私設取引システム取引説明書

本説明書は、お客様が楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）を通じて、SBI ジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営する私設取引システムにおいて、有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をよく読み十分に理解の上、所定の方法で当社にお申し込みいただき取引をおこなってくださいませようお願いいたします。

1. 私設取引システム取引の概要

ジャパンネクスト社が運営する私設取引システム（以下、「PTS」といいます。）における取引（以下、「PTS取引」といいます。）は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。ジャパンネクスト社が運営するPTSの場合、ジャパンネクスト社のコンピュータ・システム上お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該お客様の提示した指値を用いて売買を成立させる「顧客注文対当方式」での取引になります。

2. 取引のお申し込み

PTS取引をはじめするには、当社に対しお申し込み手続きを行っていただきます。なお取引は、株式投資経験があり、PTSの仕組みやリスクを十分理解しているお客様に限らせていただきます。当社所定のウェブサイトにて、本説明書及び「私設取引システム取引約款」を良くお読みいただきPTSの仕組みやリスク等を十分ご理解のうえ、お申し込みください。

3. 取引の方法

当社は、お客様から受け付けた注文をジャパンネクスト社に取次ぎます。ジャパンネクスト社では、原則として、PTS取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文どろしが対当した時に約定を成立させます。なお、原則として、すべての取引に関して、当社またはジャパンネクスト社が自己ポジションを有するような形で取引の相手方となって仕切ることはありません（ただし、システム障害時等投資家保護の観点から必要と認められる場合はこの限りではありません）。また、PTSで成立した取引の清算決済に関しては、ジャパンネクスト社が当社および他の取引参加証券会社の相手方となって責任をもって行ないます。

4. 売買価格の決定

ジャパンネクスト社の運営するPTS上での売買価格の決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第10号のホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する顧客注文対当方式となります。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。

ジャパンネクスト社では、当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文を次の原則に従い取り扱います。

- ・ 売り注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先する。

- ・同じ値段の注文については、ジャパンネクスト社が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先する。

上記原則に基づき、すでにPTS上で受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立することになります。すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値より、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値の方が高い(または低い)場合には、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値で売買が成立することになります。

【 約定の例 】

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
15,000	301	5,000
	300	3,000
	299	7,000
	298	25,000

301円 15,000株が最も安い売り注文、300円 3,000株が最も高い買い注文の時に新たに301円の買い注文5,000株を受注した場合、301円の売り注文と値段が合致するので、301円で5,000株の売買が成立します。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
10,000	301	
	300	3,000
	299	8,000
15,000	298	12,000

次に、新たに298円 15,000株の売り注文を受注した場合、すでに受注している買い注文の高い方から対当し、結果として300円 3,000株、299円 8,000株、及び298円 4,000株の約定が成立します。

5. 取引ルール

主な取引のルールは以下のとおりです。

項目	内容
(1) 取扱銘柄	国内金融商品取引所に上場する銘柄のうち当社が指定する銘柄とします。
(2) 取引の種類	現物取引のみとします。
(3) 運営時間	毎営業日の午後7時から午後11時59分までとします。午後7時から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は午後11時59分まで継続的に行われます。(コンティニュアス・マッチング) なお、12月30日(休日の場合には暦年最終営業日)における運営は休止とします。

項目	内容
(4) 注文の方法及び種別	<p>お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。なお、PTS取引をなさる際には、必ずPTS取引で注文する旨を明示してください。</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正（注文価格訂正及び注文株数の減数訂正）とします。「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらためて訂正注文をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。</p>
(5) 注文に係る規制	<p>当社がお客様から受け付ける注文に関して、ジャパンネクスト社では以下のように規制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取扱う有価証券のうち、一回に受注する注文数量を銘柄毎の上場株式数の5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けないこととします。 ○一回に受注する注文金額の上限を1億円以下に設定し、1億円を超える場合には、当該注文を受け付けないこととします。 ○注文値段が、下記(7)に記載する値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けないこととします。 ○以上の規制のほか、当社が別に定め独自に行なう規制があります。
(6) 売買価格の決定方法及び約定方法	<p>運営時間中継続的に行われる取引における売買価格の決定方法は、金融商品取引法第2条第8項第10号ホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号に規定する売買価格の決定方法であり、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。</p> <p>すなわち、PTS上ですでに受注している売り注文（または買い注文）の指値と、新たに受注した買い注文（または売り注文）の指値とが合致した際に売買が成立します。</p> <p>この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先するものとします。また、同じ値段の注文については、ジャパンネクスト社が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先するものとします。</p> <p>ジャパンネクスト社は、原則として、PTS取引を行なうにあたり取引参加証券会社を経由して発注された注文をPTSに取次ぐものとし、PTS上一方の取引参加証券会社から発注された注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させます。</p>
(7) 値幅制限	<p>原則として取引所の最終値段を基準値段として採用しており、その基準値段からの制限値幅は原則取引所に準じてジャパンネクスト社が決定しております。ただし、取引所において翌営業日の取引から制限値幅の拡大措置がとられている銘柄で、ジャパンネクスト社がPTS取引における制限値幅の拡大措置を必要と認めた銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があります。</p>

項目	内容
	<p>なお、基準値段を決める際に、当日の取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配を基に基準値段を決定することとし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段(または最終特別気配)をもとに算出した権利落修正理論価格を基準値段といたします。</p> <p>また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇した場合、もしくは制限値幅まで下落した場合における比例配分等の取扱は行ないません。</p>
(8) 売買単位	<p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とします。ただし、上場取引所での売買単位が10株未満かつ基準値段が6,000円未満になる銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値段が6,000円以上であっても制限値幅の下限値が5,000円未満となるものを含む)については、売買停止となります。</p>
(9) 呼値	<p>ジャパンネクスト社のPTSにおいて適用される呼値とします。(※1)</p>
(10) 約定日と約定連絡	<p>売買取引が成立した日を約定日とします。 売買成立後、ただちに約定内容を当社システムを通じてお知らせいたします。</p>
(11) 受渡し及び決済 ① 売買取引の決済日 ② 売買の決済方法	<p>約定日から起算して5営業日目(決済日)に決済を行いません。 (注) 取引所取引における権利付最終売買日の、取引所取引終了後に開始されるPTS取引は、権利落ちでの取引となります。</p> <p>原則として、PTS取引における資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただきます、決済日に決済いたします。</p>
(12) 売買取引の停止または制限 ① 売買取引の停止または制限	<p>以下に該当する場合は、当社はジャパンネクスト社への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またジャパンネクスト社は売買取引を停止または制限する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合でジャパンネクスト社(または当社)でも売買停止等の措置を行う必要があるとジャパンネクスト社(または当社)が判断した場合、または日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合 ○私設取引システムの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でない当社またはジャパンネクスト社が認める場合 ○対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でない当社またはジャパンネクスト社が判断した場合 ○売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でない当社またはジャパンネクスト社が認める場合 ○天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延または不能となったとき

項目	内容
②注文の取扱	<p>○その他取引の公正性の確保のため、当社またはジャパンネクスト社が必要と認めた場合。</p> <p>ばいばい停止措置が行なわれた場合、お客様のご注文は次の通り取扱いいたします。</p> <p>○売買停止措置実施時点で、既にPTSへ発注済みのご注文で約定が成立していない場合 PTS取引時間中に売買が停止された場合は、原則として注文は失効されます。</p> <p>○売買停止措置実施時点で、既にPTSへ発注済みのご注文で約定が成立している場合 原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。</p>
③停止後の対応	<p>PTS取引全体もしくは個別の取扱銘柄においてPTS取引時間中に売買停止措置が実施された場合、同日のPTS取引は再開いたしません。</p>
(13) 価格情報の開示	<p>日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社の気配情報及び約定情報は所定の期限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブ「PTSインフォメーションネットワーク (http://pts.offexchange.jp/)」上で公表されます。</p>

※1. 詳細につきましては、SBI ジャパンネクスト証券のホームページ (http://www.japannext.co.jp/source/hajimete/1-1-2_4.html) にてご確認ください。

6. 手数料等

PTS取引を行なうに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。手数料は当社のウェブサイト上でご案内しております。

7. PTS取引のリスク

(1) 取引停止または取引が制限される場合があります。

PTS取引のシステム障害が発生した場合、または「5. 取引ルール、(12) 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS取引における売買取引を停止または制限する場合があります。

(2) 約定が取り消される場合があります。

PTS取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。

(3) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。

取引所取引の最終値段・最終気配等に基づき基準値段を定め、一定の値幅の範囲内でお取引いただきます。従いまして、当日の取引所取引の高値・安値の範囲内を越えて価格形成される場合もあります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。

(4) その他

① 情報開示・ニュース等

P T S取引の取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

②流動性、値動き

P T S取引は、取引所取引における取引と比べて取引の参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。

③提示された価格による約定可能性

本P T Sは、P T S取引に参加される方の買い注文と売り注文の注文条件が合致した際に売買が成立します。従いまして、お客様が発注した注文条件に見合う反対の注文が発注されていない場合には売買が成立しません。

8. その他ご留意事項

- (1)本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「Q & A」画面において詳細をご説明させていただいている事項もありますので、お取引にあたっては当該「Q & A」画面もご確認くださいませようお願いいたします。
- (2)ジャパンネクスト社は、金融庁の認可を受けて営むP T Sの運営業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社はジャパンネクスト社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。

9. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更する場合があります。変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、その変更事項を書面、電子メールまたは当社ウェブサイト「お知らせ」画面等のいずれかの方法で通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとさせていただきます。なお、変更の内容が軽微であると判断される場合は、ウェブサイト上の掲示による方法にて通知させていただきます。

以上

(平成 24 年 1 月)